

永田会計 紹介コーナー

私たちは、7月27日(土)に開催されました、ながさきみなとまつりの「先賢行列 長崎さるき」のパレードに、演舞隊として参加いたしました。6月中旬頃から練習を始め、仕事終わりにみんなで踊ったり、永田会計オリジナルTシャツをデザインから考えて作成したり、時にはお昼休み中でもお手本のDVDで曲を覚えたりと、みなとまつり漬けの毎日でした。



本番当日は、緊張と不安もありましたが、実際にパレードが始まるとみんな笑顔で踊り、ステージの上でも元気に楽しく演舞をすることができました。わずかではありますが、みなとまつりの盛り上がりにも貢献でき、とても良い思い出になりました。たくさんのご声援、ありがとうございました！

経営に役立つメールマガジン



永田経営グループでは、定期的に皆様のお役に立つような記事をメールマガジンでも発行しております。

経営、労務、税務、会計、マーケティング、業種別情報等様々な情報を提供させていただきます。

全て2、3分程度で読め、すぐ実践していただける内容ばかりです。ぜひ、ご覧ください。

なお、配信ご希望の方は、mm@nagatakei.co.jp 宛に、会社名、お名前を記載の上、空メールを送信してください。

パソコン用メールアドレスのみとなりますので、ご了承ください。

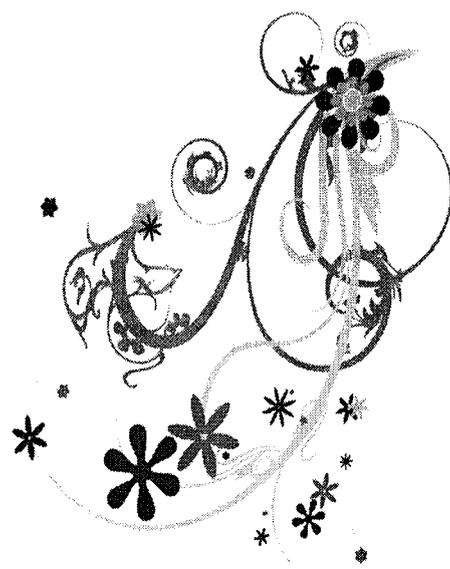


カルテ貼付文書、 電子媒体での管理も可能に

7月30日、厚生労働省保険局医療課は、「診察録に貼付等する書面の電磁的記録による保存について」の事務連絡を地方厚生局及び都道府県に対して発出しました。

この中で、これまでカルテに貼付等することとされてきた各種文書について、電子媒体での管理のみでよいことが明確化されています。

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第1号)において、その写しを診察録に貼付等することとされている書面(以下「診察録に貼付等された書面」)については、「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)において、「カルテに貼付等することとされている各種文書について、電子媒体での管理のみでよいことを明確化する。」とされていました。



これを踏まえ、今回の事務連絡は、現行の取扱いに変更はないものの、下記の点に留意の上、電磁的記録により保存した書面を、診察録に貼付等された書面とみなして取扱うことが可能であることを改めて周知する目的で行われました。具体的な内容は、以下の通りです。

「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について」(平成17年3月31日医政発第0331009号、薬食発0331020号、保発第0331005号)の規定に基づき、電磁的記録により保存した書面を、診察録に貼付等された書面とみなして取扱うことが可能である。

なお、処方箋の取扱いについては、同通知第二の2の(4)によるものであること。